

ひびきウインドエナジー株式会社「北九州響灘洋上ウインドファーム  
(仮称)に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年3月26日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「北九州響灘洋上ウインドファーム(仮称)に係る環境影響評価準備書」について、ひびきウインドエナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、北九州市長からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福岡県北九州市の沖
- ・ 原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・ 出力 : 最大220,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 8月31日
環境大臣意見受理	平成29年11月 9日
経済産業大臣意見発出	平成29年11月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 3月30日
住民意見の概要等受理	平成30年 6月 6日
北九州市長意見受理	平成30年 7月31日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 9月25日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 7月 1日
住民意見の概要等受理	令和 2年 9月17日
北九州市長意見受理	令和 2年12月16日
環境大臣意見受理	令和 3年 1月19日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 3月26日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 洋上風力発電事業は、国内での事例や環境影響評価手続の実績が少ないことから、十分な事後調査を実施し、環境影響を適切に把握することが重要であるが、本事業においては、事後調査の検討が十分にされていない。このため、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、事後調査について検討を十分に行い、鳥類に係る事後調査のほか、工事の実施時及び風力発電設備の稼働時の水中音、海生哺乳類、魚等の遊泳動物等に係る事後調査を実施すること。
- (2) 事後調査について、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、本事業による環境影響を適切に把握できるような調査方法、調査地点、調査期間等を検討すること。また、評価書において、事後調査の検討過程を可能な限り具体的に記載すること。
- (3) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (4) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- (5) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### ○ 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺は、ハチクマの主要な渡り経路となっており、対象事業実施区域においてもハチクマの渡りの飛翔が一部確認されている。

このため、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 鳥類に係る環境影響の予測には不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施するとともに、渡り鳥等の鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 鳥類に係る事後調査は、風力発電設備の点検時に船舶から目視等により墜落個体を確認する方法としているが、当該方法では、本事業による影響を適切に把握することはできない。このため、バードストライク調査については、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、本事業による影響が適切に把握でき

るよう検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

○ 集合設置に対する影響

風力発電設備の集合設置による潮流等の変化を通じた動植物への影響の有無に関する検討結果については、先行事例や専門家等の助言を踏まえ、本事業による影響が適切に把握できるよう検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。